

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照  
条文

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（次項において「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2  政府は、土地利用の調整（新法第三条第二項第一号へに規定する土地利用の調整をいう。）の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>（新設）</p>